バングラデシュ

特許法

2023 年法律第 53 号 ダッカ, 2023 年 11 月 13 日公布

目次

- 第1章 序
- 第1条 略称及び序則
- 第2条 定義
- 第2章 特許意匠商標庁,特許出願等
- 第3条 庁
- 第4条 特許を受ける権利を有する者
- 第5条 完全明細書の優先日
- 第3章 特許を受けることができない発明
- 第6条 特許保護から除外される主題
- 第7条 原子力に関する発明は、特許を受けることができない
- 第4章 特許出願
- 第8条 特許出願手続
- 第9条 微生物に関する出願
- 第10条 特許出願の取下げ及び再出願
- 第11条 出願の補正及び発明の単一性
- 第12条 願書,明細書又は長官に提出された書類の補正
- 第13条 地方裁判所に提出された明細書の訂正
- 第14条 出願の分割に関する長官の権限
- 第15条 外国特許出願に関する書類情報
- 第16条 特許出願の出願日
- 第17条 出願の公開
- 第18条 国家安全保障に関する特許出願
- 第19条 付与前の出願に対する異議申立
- 第20条 特許に対する無効申請
- 第21条 特許出願の審査請求
- 第22条 出願の審査
- 第23条 特許審査時の調査(特許調査)
- 第24条 特許の付与, 拒絶及び訂正
- 第5章 特許権,所有権及び取消し
- 第25条 特許所有者の権利

- 第26条 特許の日付
- 第27条 特許の様式,範囲及び効果
- 第28条 特許の存続期間,年金及び特許回復
- 第29条 特別な要件を条件として付与される特許
- 第30条 生物資源を不法に使用する場合の特許の移転
- 第31条 所有権の変更又は譲渡、ライセンス契約等
- 第32条 特許の取消し
- 第6章 特許の権利の取消し
- 第33条 特許の権利の取消し
- 第34条 公共の利益による特許の権利の取消し
- 第7章 特許の行使、強制ライセンス及び政府による実施
- 第35条 特許発明の行使に適用される一般原則
- 第36条 強制ライセンス許諾
- 第37条 強制ライセンスの許諾の手続
- 第38条 公示による強制ライセンス
- 第39条 特許医薬品の輸出に関する強制ライセンス
- 第40条 政府が発明を実施する権限
- 第41条 強制ライセンスに関する追加規定
- 第8章 実用新案特許
- 第42条 実用新案特許の定義及びその保護対象外の事項
- 第43条 実用新案特許のその他の条件
- 第9章 特許権の行使
- 第44条 特許権の行使
- 第 45 条 管轄
- 第46条 立証責任
- 第47条 差止命令
- 第48条 差止命令を発する裁判所の権限の制限
- 第49条 裁判所による救済
- 第50条 侵害の場合の抗弁
- 第51条 科学顧問
- 第52条 行政命令等に対する不服申立
- 第10章 訴訟,手続及び刑罰
- 第53条 民事訴訟法の適用
- 第54条 賠償
- 第55条 特別裁判所,上訴等

- 第11章 長官の権限
- 第56条 長官は、民事裁判所の権限に類似した権限を有する
- 第57条 誤記の訂正及び期間の延長
- 第58条 認証手続及び監督機関の権限
- 第59条 権限の行使
- 第12章 例外規定
- 第60条 特許製品の並行輸入
- 第61条 特許の特別規定
- 第62条 研究特例による権利の制限
- 第13章 雑則
- 第63条 登録簿及びオンライン公表
- 第64条 特許代理人
- 第65条 情報の開示
- 第66条 特許所有者に情報を求める長官の権限
- 第67条 無登録特許代理人
- 第68条 命令の発令又は戦略の策定
- 第69条 問題の解消
- 第70条 規則を制定する権限
- 第71条 廃止及び保管
- 第72条 英語による翻訳文

第1章 序

第1条 略称及び序則

- (1) 本法は、2023年バングラデシュ特許法と称する。
- (2) 本法は、政府が官報に公示する日から直ちに施行する。ただし、必要であれば、政府は、規定を施行するための期日を別途定めることができる。

第2条 定義

本法において, 主題又は文脈に反することがない限り,

- 1) 「優先日」とは、世界の何れかの国における特許出願の最先の出願日をいう。
- 2) 「優先権主張」とは、第5条に基づいて宣言された優先権の主張をいう。
- 3) 「庁」とは、特許意匠商標庁をいう。
- 4) 「裁判所」とは,1887年民事裁判所法(1887年法律第12号)第3条に言及された裁判所をいう。
- 5) 「排他的ライセンス」とは、所有者が付与するライセンスであって、特許発明に関する排他権を実施権者及びその権限を有する者に与えるライセンスをいう。
- 6) 「発明」とは、進歩性を有し、かつ、産業分野に利用可能な新しい物又は方法をいう。
- 7) 「進歩性」とは、既存の知識からみて技術的進歩を構成し、かつ、先行知識の範囲を超える発明の特徴をいい、クレームされた発明は、その特定の技術における知識及び経験を有する者にとって自明ではない。
- 8) 「先行技術」とは、関連発明の優先日前に、公的な手段その他の手段、書面、口頭その他による可視的若しくは間接的な公表、表示又は使用により世界のあらゆる地域において開示されたものをいう。
- 9) 「民事訴訟法」とは,1908年民事訴訟法(1908年法律第5号)をいう。
- 10) 「新規性」とは、発明であって、世界のあらゆる場所での開示、使用、実証、書面、口頭によるほか、表示又は公告により、公衆に開放された場所において目に見える形で存在せず、かつ、先行する知識及び発明及び付与された特許の一部を構成せず、また、公開された特許出願を含む既に公開された先行技術の要素に由来しないものをいう。
- 11) 「特許」とは、第25条に基づき発明に対して付与される権利をいう。
- 12) 「特許代理人」とは、本法に基づき特許代理人として登録された者をいう。
- 13) 「特許所有者」とは、本法に基づいて特許を受ける権利を有する者をいう。
- 14) 「者」には、法人であるか否かに拘らず、あらゆる自然人、政府、企業、協会又は団体を含む。
- 15) 「物質」には、一般的な性質のもの及び生物資源を含む。
- 16) 「規則」とは,本法に基づいて制定された規則をいう。
- 17) 「長官」とは、特許意匠商標庁長官をいう。
- 18) 「実施権者」とは、本法に基づいて付与された特許を実施するライセンス許諾をされた者をいう。
- 19) 「産業上の利用に適した発明」とは、以下のような発明をいう。
- (a) 特許クレームに応じた物の製造又は技術的方法の適用が可能である発明
- (b) 既知の有用性があり、実用性がある発明

- (c) 技術的特徴を有し,産業と関係ある発明
- (d) 通常の知識を有するものであれば進歩性を必要とせずに発明でき、 開示されているもの
- 20) 「譲受人」とは、譲渡人が選任した譲受人、さらに死亡した譲渡人の法定代理人をいい、譲受人が記載されている場合は、法定代理人の譲受人又は当該者の譲受人を含む。
- 21) 「利害関係人」とは、発明の特許付与によって直接的又は間接的に影響を受ける者をいう。

第2章 特許意匠商標庁,特許出願等

第3条 庁

本法の適用上,特許意匠商標庁とは,2023年バングラデシュ意匠法(2023年法律第22号)第3条に基づいて設立された特許意匠商標庁をいう。

第4条 特許を受ける権利を有する者

以下の者は、特許出願をすることができる。

- (a) 出願時に発明の適切な最初の発明者であると主張する者
- (b) 特許出願に係る発明の適切な最初の所有者であると主張する者
- (c) 死亡した者の法定代理人であって、その者が死亡する直前に当該特許を受ける権利を有していた者
- (d) 2以上の者が共同して特許を受けることができる対象を発明した場合,その者全員が特許を受ける権利を有する。
- (e) 2以上の者が独立して同一の発明をした場合,先に特許出願をした者が当該特許を受ける権利を有し、優先権主張の場合には、優先権主張の日を特許出願日とみなす。
- (f) 特許権は、譲渡又は移転が可能である。
- (g) 雇用を目的として締結された契約に従って雇用された従業者が発明をした場合,契約により明示的に別段の定めがない限り,特許権は使用者に帰属する。
- (h) 発明を目的として締結された契約によらずに、従業者が、使用者の設備、データ、実用知識及び発明に使用されるその他の物を用いて発明をした場合、雇用契約に定めがない限り、当該発明の特許権は使用者に帰属する。

第5条 完全明細書の優先日

完全明細書に対するすべてのクレームは、以下の優先日を有する。

- (a) 仮出願に基づいて完全明細書が提出された場合,優先日は仮明細書の出願日とする。
- (b) 完全明細書が、バングラデシュ国内において当該出願から 12 月以内にされた先の出願に基づくものであり、かつ、クレームが先の出願に開示された主題に適切に基づくものである場合、先の出願の最初の出願日が優先権を有する。
- (c) 完全明細書が再出願により出願され、かつ、仮であるか完全であるかに拘らず、クレームが、先の明細書に適切に開示された事項に基づくものである場合、当該事項が最初に開示された明細書の出願日を優先日とする。
- (d) 本条に定める場合を除き、本条に基づく完全明細書の優先日が2以上ある場合には、それらの日のうち最先の日を優先日とする。
- (e) 優先期間は12月とし、当該期間は出願の最初の提出日から起算する。
- (f) 本条に基づいてされた出願について優先権を宣言された場合,長官は,出願人に対して, 規則に規定する期間内に,先に出願をした知的所有権庁が発行する証明書を提出するよう命 ずることができる。
- (g) 本条の目的を遂行するために、その他の必要な事項は、規則に規定する。

第3章 特許を受けることができない発明

第6条 特許保護から除外される主題

- (1) 以下の主題は、特許の保護対象から除外する。
- (a) 発見, 科学理論及び数学的方法
- (b) 事業プロセス, 精神的行為又はスポーツの完全な実行のための規則又は手順及びそれら に係るコンピュータプログラム
- (c) 手術又は治療による人体又は動物の治療方法及び人又は動物の疾病の診断方法
- (d) 既知の物又は天然起源の生体物質の全部若しくは一部の用途, その新規用途又は使用方法(配列決定を含む)
- (e) 改変の有無に拘らず,動植物の全部又は一部(種子,品種,種類を含む)及び動植物の生産に必要な生物学的方法及び微生物学的方法又は自然界で得られるあらゆる物質,生物若しくは生物資源(全部又は一部であるか,そこから精製されたもの若しくは単離されたもの又は改変されたものであるかに拘らず),そのゲノム,生殖質,遺伝子,細胞,タンパク質,配列,細胞株,細胞培養その他の物質を含むが,人工の微生物を除く。
- (f) その主な用途若しくは予想される用途又は商業的用途が、公序良俗に反する発明又は人体、動植物若しくは健康若しくは環境を著しく害するような発明
- (g) 取るに足りない発明又は確立された明白な自然法則に反する方法
- (h) 構成成分の特性の組合せから生ずる単純な組合せによって得られる物質又は構造体及び 当該物質の生産方法
- (i) 既知の発明(考案)の翻案又は複製であって、翻案前に独立して有効な独自の特性を有するもの
- (j) 農業又は園芸の方法
- (k) 文学作品, 演劇作品, 音楽作品若しくは芸術作品又は映画作品及びラジオ又はテレビに おいて放送される番組
- (1) 何らかの情報のみの記述
- (m) 種々の構成要素からなる集積回路の詳細な記述
- (n) 事実上, 伝統的知識である発明又は伝統的に知られている物質の既知の特性を組み合わせた又は結合させた発明
- (o) 既知の物質を新しい形態により発見すること及び既知の物質の新しい特性若しくは新しい用途のみを発見すること又は既知の方法若しくは器具若しくは装置の新しい用途のみを発見すること。ただし、既知の方法が、新しい物質以外の新しい生成物又は反応を生ずる場合を除く。
 - 説明:本条の適用上,塩,エステル,エーテル,ポリマー,代謝産物,純粋形態,粒径, 異性体,異性体の混合物,化合物,構造体及び既知の物質から誘導されるその他の物質を, 類似物質とする。
- (p) 代案を記載したクレームであって、共通の形式により識別可能であり、かつ、共通の機能若しくは特性を有するもの又は形態の選択枝を含む発明であって、先行技術に開示された範囲又は大きな既知の集合内の部分集合又は一部で、かつ、別個の要素を含むもの
- (2) 医薬製品及び農業化学製品は、当該製品が、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)理事会の決定に従って特許保護からの除外の期間に留まる限り、特許保護から除外

される。ただし、必要な場合は、政府が官報での通知により当該期間を延長又は短縮できる。

第7条 原子力に関する発明は、特許を受けることができない

原子力の生産、制御、使用若しくは抽出、特定物質若しくは放射性物質の探査、採掘、抽出、 生産、自然処理及び化学処理、合成、改良、保存若しくは使用又は万一の安全性を確保する 原子力の管理に関する発明には、特許を付与しない。

第4章 特許出願

第8条 特許出願手続

- (1) 発明に対する特許については、所定の様式による出願を1件のみ作成し、当該出願を庁に提出しなければならない。
- (2) (1)に基づいて提出される出願には、発明が出願人の所有であるか否か及び真正かつ最初の発明の主張者の名称を記載しなければならない。また、主張者が出願人自身又は複数の出願人のうちの1でない場合には、出願人は、当該名称の者が適切な最初の発明者であると考える旨の宣誓書を出願に添付しなければならない。
- (3) 特許出願には、以下の書類を添付しなければならない。
- (a) 出願人が代理人を通じて出願を提出した場合は,2012 年委任状法(2012 年法律第35号) に基づき,当該代理人のために付与された委任状の写し
- (b) 特許出願人自身が発明者でない場合は、その権利の正当性を説明する証明書又は譲渡証書
- (c) 優先権主張の場合は, 第5条(f)に基づく謄本
- (4) 個別若しくは共同で又は法定代理人により発明を主張する者は、長官に対し、所定の手数料を納付したうえで、次の条件に従って、法律に定めた様式及び態様での完全明細書又は仮明細書でもって特許出願を行うことができる。すなわち
- (a) 完全明細書は、仮明細書の提出から12月以内に、出願人によって提出されなければならない
- (b) 仮明細書は、発明の通常の特徴を含み、かつ、後日に提出される完全明細書に合致していること
- (5) (1)に基づいて提出される様式には、以下の項目を含めなければならない。
- (a) 出願人及び発明者の氏名及び身分の詳細な特定
- (b) 発明の名称
- (c) 求められる特許の明確,かつ,自己完結的な明細書
- (d) 特定の場合において、発明を表現又は構成する特定のひな形又は見本を出願に添付することが必要であると長官が判断したときは、長官は、当該ひな形又は見本を特許出願の前に提出するよう命ずることができる。ただし、当該ひな形又は見本は、明細書の一部を構成するものとはみなさない。
- (e) 発明の要約書
- (f) 存在すれば、優先権主張番号及び優先日
- (g) 完全明細書への発明情報の記入
- (6) すべての完全明細書には、以下の事項を記載しなければならない。
- (a) 関連技術又は類似技術の熟練者による評価,実施,育成,遂行又は実行のための,発明の各要素の十分又は完全に明確,簡潔,かつ,完全な説明
- (b) 各段階又は方法の詳細な説明(出願時又は優先日において出願人に知られている発明を 実施する最良の方法を含む)
- (c) 保護を主張する発明の特徴を特定する1以上のクレーム
- (d) 要約書への発明の技術情報の記入
- (e) 要約書は、特に求められない限り、300 語以内とする。ただし、長官は、第三者に追加

情報を提供するために要約書を修正することができる。

- (f) 発明は、明確な開示の要件の観点から又は長官の指令に従い、1以上の図面によって説明することができる。
- (7) 発明の説明
- (a) クレームは、明確かつ簡潔であり、説明による十分な裏付けがあること。
- (b) 発明は、図面及び図示によって説明することができる。
- (8) 出願に記載されている場合又はその他の方法により記載されている場合、出願時又は優先日において関連するすべての先行知識を含め、発明に特許を付与させるために出願人が知っているすべての重要な情報を長官に開示しなければならない。
- (9) 発明が医薬品に関するものである場合において、出願人は、優先日において当該医薬品の国際一般名称(INN)が使用できるときは、それを開示し、国際一般名称が使用できないときには、当該名称を知った後、30 日以内に当該名称を開示して長官に通知する必要があるが、特許出願が拒絶された場合又は特許が消滅した場合には、当該名称を通知する必要はない。
- (10) 特許の保護範囲は、特許において開示され、かつ、明示的にクレームされた用途、目的又は活動のみに限定される。
- (11) 完全明細書の1以上のクレームは、個別の発明に関するものであって、単一の発明の概念を構成するように相互に関連付けられた一群の発明に関し、明細書に明確かつ簡潔に開示された適切な主題に基づくものでなければならない。
- (12) 出願を受理した時点で、(5)、(6)、(8)、(9)、(10)及び(11)に記載する要件を満たしていないと長官が判断した場合、長官は、出願人に対して、指定された期間内に必要な補正をするよう命じ、その命令により指定された期間内に補正がされない場合には、出願は取下げたものとみなす。
- (13) クレームされた発明において直接的又は間接的に使用された生物資源及びそれらに関連する伝統的知識の要素の出所及び原産地は、発明の説明において記載しなければならない。
- (14) 長官は、特許を付与する前に、バングラデシュ国内における当該特許技術の利用促進を 目的として、外国特許出願人に対し、その特許の記載をバングラデシュ国民の一般的技能に 適合させるよう命ずることができる。
- (15) 発明の所有権に関する宣誓書は、所定の場合又は完全明細書の提出後所定の期間内に、 所定の様式により、当該明細書に添付しなければならない。

第9条 微生物に関する出願

- (1) 発明が微生物に関するものである場合、出願人は、出願前に、バングラデシュ国内の特定の寄託機関にその培養物を寄託しなければならない。ただし、微生物に関する発明を一般的な技術知識を有するバングラデシュ国民が取り扱うことが可能であり、かつ、当該物が公衆の利用に供されていない場合に限る。当事者は、法律に従って、その培養物を使用することができる。
- (2) (1)に基づく出願は、以下の要件を満たすことを条件として、提出しなければならない。
- (a) バングラデシュ国内において特許出願をする前に,所定の期間内に培養物を寄託登録し, そのことを明細書に記載すること
- (b) 培養物が寄託されている寄託機関の名称,住所,日付及び番号を含めた,培養物を正しく識別し又は表示するのに必要な既存のすべての特徴を,明細書に記載すること

- (c) バングラデシュ国内における特許出願の日後又は優先権が主張されている場合は優先日後に限り、寄託機関において培養物を入手できること
- (d) クレームされた発明において使用される生物資源及び関連する伝統的知識の出所及び原産地を,明細書に記載すること

第10条 特許出願の取下げ及び再出願

- (1) 出願人は、特許付与前の如何なる時点でも出願を取り下げることができる。
- (2) 以下の場合は、発明を再出願しなければならない。
- (a) 出願が閲覧のために公開されることなく取り下げられる場合
- (b) 優先権が主張されていない場合
- (c) バングラデシュ国内で、当該出願に関する未確定の権利が存在していない場合
- (3) バングラデシュ国内にされた出願は最初の出願とみなし, (2)(c)に基づいて再出願がされた場合には,最初の出願について優先権を主張することはできない。

第11条 出願の補正及び発明の単一性

- (1) 願書若しくは完全明細書又はそれらに関連する書類の補正は、権利の部分放棄、修正又は明確化によることを除いては、してはならず、また、真正な事項を含ませること以外の如何なる目的によっても、補正は認められない。
- (2) 完全明細書において、補正後の明細書が補正前の明細書に開示されていない説明又はクレームを記載する補正は、認められない。
- (3) 特許付与の日後に、明細書又はそれに関連する書類の訂正申請が、長官又は場合により裁判所によって認められた場合、
- (a) 訂正は、如何なる目的によっても、明細書及び関連書類の一部を構成するものとみなし、
- (b) 明細書及び関連書類は,可能な限り速やかに公開しなければならず,また,
- (c) 特許出願人又は特許所有者の訂正する権利については,不正行為に基づく場合を除き, 疑義を呈してはならない。
- (4) 補正後の明細書の説明においては、受理時の明細書を最初に記載しなければならない。

第12条 願書、明細書又は長官に提出された書類の補正

(1) 長官は,第 11 条の規定に従うことを条件として本条に基づき,所定の様式による申請により,特許出願若しくは明細書又はそれらに関連するその他の書類を補正する許可を付与することができる。

ただし、当該特許の侵害訴訟が何れかの裁判所に係属する場合又は当該特許の取消訴訟が地 方裁判所に係属する場合、当該侵害訴訟又は取消訴訟が当該申請の提出前又は提出後に開始 されたか否かに拘らず、長官は、本条に基づき、特許若しくは明細書又は関連書類の補正申 請を許可する指令又は却下する指令を発してはならない。

- (2) 本条に基づく特許若しく完全明細書又はそれらに関連する書類の補正の申請には、補正案の内容及び当該申請の詳細な理由を記載しなければならない。
- (3) 出願公開された場合,利害関係人は、その公開後所定の期間内に、当該出願に関して、長官に異議を申し立てることができる。この期間内に当該異議申立てがされた場合、長官は、その旨を出願人に通知し、かつ、事件を処理する前に、出願人と異議申立人の双方に対して、

聴聞の機会を設けなければならない。

- (4) (3)の異議申立てが公開された場合、利害関係人は、その公開後所定の期間内に、異議に関して意見を送達することができ、また、当該期間内に当該意見がされた場合、長官は、本条に基づく意見を記録し、その旨を事件の当事者に通知し、かつ、事件を処理する前に、利害関係人及び当事者に聴聞の機会を与えなければならない。
- (5) 本条の規定は、明細書その他の関連書類の補正に基づいて出願人の利益となる特許が付与される前に長官が発する指令に従う権利に影響を及ぼすものではない。

第13条 地方裁判所に提出された明細書の訂正

- (1) 地方裁判所における手続においては、第 11 条の規定に従うことを条件として場合により、特許権者に対し、裁判所が必要と考える方法により、費用、公表その他の条件に従うことを条件として、明細書の訂正を許可することができ、かつ、裁判所が特許の無効を宣言した場合、特許を取り消す代わりに、本条に基づいて明細書を訂正する機会を与えることができる。
- (2) 裁判所に対して命令を申請する場合、申請人は、当該申請について長官に通知しなければならず、その場合、申請人は、長官の元に出頭して聴取を受ける権利を有する。
- (3) 地方裁判所は、特許所有者に下された訂正指令書の写しを長官に送付し、長官は、それを受領した場合には、登録簿に登録しなければならない。

第14条 出願の分割に関する長官の権限

(1) ある者が本法に基づき又は複数の発明を有する特許に関して長官から提起された不備を 是正することを目的として、最初の出願に基づく仮明細書又は完全明細書に開示された発明 について分割出願をすることができる。

ただし、2回目の出願は最初の出願から3年以内にしなければならず、出願は3回までとする。

- (2) (1)に基づく再出願には、完全明細書を添付しなければならない。ただし、完全明細書に基づき提出された完全明細書に開示された事項には、新規事項を含んでいてはならない。
- (3) 最初の出願又は再出願に関する完全明細書を補正する場合,長官は,何れかの完全明細書のクレームを他方の明細書に含まないよう命ずることができる。
- (4) (1) に基づく再出願は、最初の出願の出願日にされたものとみなし、最初の出願の優先日を分割出願の優先日とみなす。
- (5) 分割出願は原出願として取り扱い,所定の期間内に審査請求があった場合には,審査しなければならない。

第15条 外国特許出願に関する書類情報

- (1) 発明者が、単独で若しくは他の者と共同して、バングラデシュ以外の国において、類似の出願をした場合又は発明者がその者を通じて特許を出願する他の者又は発明者から権利を取得した者が特許出願をした場合、出願人は、出願と同時に又は90日以内に、当該出願に関連する以下の書類を提出しなければならない。
- (a) 当該出願の詳細を記載した書面
- (b) 外国出願の審査結果及び調査情報に関する、出願人に対して発行される書状の写し

- (c) 外国出願に基づいて付与された特許の写し
- (d) 外国出願の拒絶に関する書類の写し
- (e) 該当する場合は、付与された特許の取消し又は放棄の通知書の写し
- (f) 裁判所の命令を含む,特許又は特許出願に関する取消し,無効,補正その他の命令に関する書類
- (2) 長官は、出願人が書類の翻訳に時間を要する旨を申請した場合には、(1)に記載する期間を最長60日まで延長することができる。
- (3) 出願人は、特許が付与されるまで又は拒絶されるまで、6月ごとに、(1)に規定する出願に関する情報を長官に提出しなければならない。
- (4) 長官は、(3)に基づく情報を受領した後、それを公式ウェブサイト上に公表しなければならない。
- (5) 出願人が(1)及び(3)の要件に従わない場合, 出願人の不責事由を除き, 出願は拒絶される。

第16条 特許出願の出願日

長官は、特許出願の受理日を特許出願日として取り扱う。

第17条 出願の公開

- (1) 長官は、出願から18月を経過した後、特許出願を公衆の閲覧に供さなければならない。
- (2) (1)に基づく特許出願の内容は、ウェブサイト上での公開又は通常の方法による告示により、以下の事項を公衆に公開しなければならない。
- (a) 発明の名称
- (b) 特許出願人及び発明者の名称, 住所及び国籍
- (c) 出願の提出日及び番号
- (d) 優先権の主張を伴う場合は,優先権番号及び優先日
- (e) 特許分類
- (f) 該当する場合は, 発明の主要な図面
- (g) 要約書
- (3) 特許出願が公式ウェブサイト上に又は公報により公開されるまでは、長官は、第三者に特許出願を閲覧させ又は特許出願に関する如何なる情報も開示させてはならない。
- (4) 長官は、出願人の請求により、規則に規定する手数料を納付することにより、18月の期間が満了する前であればいつでも、特許出願を公衆の閲覧に供することができる。
- (5) 特許が付与されるまでは、出願人は侵害訴訟を提起できない。

第18条 国家安全保障に関する特許出願

- (1) 国家安全保障に関する特許出願は、秘密に保持しなければならず、長官は、国家安全保障に関する出願とみなした場合には、当該出願は、検証のために国家安全保障に関係する権限のある当局に付託する。
- (2) 権限のある当局は、国家安全保障に関する出願を受理してから 90 日以内に、クレーム された発明が国家安全保障に関するものであるか否かを長官に報告し、その事項を当該期間 内に長官に報告しない場合には、特許出願を公開することができる。

- (3) 出願人は、長官が特許について国家安全保障上の利益に関して通知するまで又は場合により(2)に基づく期間が満了するまでは、国外において特許出願をしてはならない。
- (4) 国家安全保障に関する発明については、権限のある当局の承認を得ずに、実施し、ライセンス許諾をし、また移転してはならない。

第19条 付与前の出願に対する異議申立

- (1) 第17条(2)に基づく特許出願の公開後かつ特許の付与前には、何人も当該特許に対して 異議を申し立てることができる。ただし、当該特許は、当該公開から6月間は付与されない。
- (2) 異議申立書には異議を申し立てた特許出願を特定し、異議申立の理由を記載して、異議を裏付ける十分な情報及び証拠を提出しなければならない。
- (3) 特許出願に対する異議申立人は、以下の事項を提起することができる。
- (a) 完全明細書においてクレームされた発明が、別の完全明細書にクレームされ、バングラデシュ国内において既に特許出願がされており、そのクレームの優先日が出願人によるクレームの優先日よりも早い場合
- (b) 完全明細書においてクレームされた発明が、クレームの優先日前に、バングラデシュ国内その他の国において公然知られていた若しくは公然実施されていた場合又は第2条(10)の規定を満たしていない場合
- (c) 完全明細書においてクレームされた発明が,第2条(8)に従って公開された主題に関して又はバングラデシュ国内その他の国において実施された主題に関して,明確に証明されており,優先日前に第2条(7)によって進歩性を有さない場合
- (d) 完全明細書におけるクレームの主題が、第2条(19)の規定に従わない場合又は該当しない場合
- (e) 完全明細書においてクレームされた主題が,本法に基づく発明でない場合又は第2条(6) に基づいて特許を受けることができない場合
- (f) 完全明細書においてクレームされた主題が、本法に基づく発明でない場合又は第6条に基づいて特許を受けることができない場合
- (g) 完全明細書が, 第8条(5), (6), (8), (9), (10)及び(11)の規定に従って,発明又はその実施方法を十分かつ明確に記載していない場合
- (h) 出願人が,第 15 条に従って長官に情報を開示しなかった場合又は知る限り,提出された情報が虚偽であった若しくは重要な事項において不完全であった場合
- (i) 完全明細書において,発明に使用される生物資源の出所及び原産地並びにそれらに関連する伝統的知識が,開示されていない場合又は偽って表示されている場合
- (j) 口頭その他の方法によって得た知識により、クレームされた発明が、バングラデシュ国内その他の国の地域社会又は一般社会において、完全に排他的に存在すると推定される場合(4)長官は、ウェブサイト上に又はその他の公的媒体を通じて、異議申立を公表しなければならない。
- (5) 出願人は、指定された期間内に、異議申立に反論する陳述書を提出することができる。
- (6) 長官は、出願人及び異議申立人に聴聞をすることができ、かつ、両当事者に対して、意見に反論する機会を与えなければならない。
- (7) 特許出願人が提出した書面及び証拠, 異議申立人が提出した論点及び証拠並びに両当事者が提出した陳述書に基づき, 両当事者に聴聞をした後, 長官は,

- (a) 異議申立を却下し,
- (b) 特許が付与される前に、完全明細書その他の書類の補正を命ずることができ、又は
- (c) 出願への特許付与を拒絶することができる。
- (8) 長官は、本条に基づき、係争の解決後1月以内に、その理由を記載した指令書を発行し、その全内容を通知しなければならない。

第20条 特許に対する無効申請

- (1) 第24条(2)に基づいて特許が付与された後、利害関係人は、公式ウェブサイト上での公告から24月以内に、証拠を添付して無効申請書を長官に提出することができる。
- (2) 以下の場合は、所定の方法により、通知を送達しなければならない。
- (a) 完全明細書においてクレームされた発明が、別の完全明細書にクレームされ、バングラデシュ国内において特許出願がされており、そのクレームの優先日が出願人によるクレームの優先日よりも早い場合
- (b) 完全明細書においてクレームされた発明が、クレームの優先日前に、バングラデシュ国内その他の国において公然知られていた若しくは公然実施されていた場合又は第2条(10)の規定を満たしていない場合
- (c) 完全明細書においてクレームされた発明が,第2条(8)に従って公開された主題に関して又はバングラデシュ国内その他の国において実施された主題に関して,明確に証明されており,優先日前に第2条(7)によって進歩性を有さない場合
- (d) 完全明細書におけるクレームの主題が,第 2 条 (19) の規定に従わない場合又は該当しない場合
- (e) 完全明細書においてクレームされた主題が,本法に基づく発明でない場合又は第2条(6) に基づいて特許を受けることができない場合
- (f) 完全明細書においてクレームされた主題が、本法に基づく発明でない場合又は第6条に基づいて特許を受けることができない場合
- (g) 完全明細書が, 第8条(5), (6), (8), (9), (10)及び(11)の規定に従って, 発明又はその実施方法を十分かつ明確に記載していない場合
- (h) 出願人が,第 15 条に従って長官に情報を開示しなかった場合又は知る限り,提出された情報が虚偽であった若しくは重要な事項において不完全であった場合
- (i) 完全明細書において,発明に使用される生物資源の出所及び原産地並びにそれらに関連する伝統的知識が,開示されていない場合又は偽って表示されている場合
- (j) 口頭その他の方法によって得た知識により、クレームされた発明が、バングラデシュ国内その他の国の地域社会又は一般社会において、完全に排他的に存在すると推定される場合
- (3) 長官は、特許所有者に係争通知を送達し、それを電子公報又は公式ウェブサイト上に公表しなければならない。
- (4) 特許権者は、指定された期間内に、無効申請書に反論する陳述書を提出することができる。
- (5) 長官は、聴聞をしなければならず、聴聞においては、特許権者と無効申請人の双方は、 口頭及び書面による証拠とともに、意見書又は弁駁書を提出することができ、その後、長官 は、特許の維持、訂正又は権利の取消しを命ずることによって係争を解決し、解決から1月 以内に、両当事者に対し、理由を付してその決定を通知しなければならない。

第21条 特許出願の審査請求

- (1) 出願人は、特許出願の日から36月以内に、所定の手数料を納付して、特許出願の実体審査を長官に請求することができる。
- (2) 特許出願の実体審査請求がない場合は、当該出願は放棄されたものとみなす。
- (3) (1)に記載する期間の満了前に、所定の手数料を添えて期間延長の申請が長官に提出された場合、当該期間は3月延長される。
- (4) 長官は、本法の規定に従い、特許出願の実体審査をしなければならない。

第22条 出願の審査

- (1) 特許出願の実体審査が第21条(1)に記載する方法により請求された場合,願書及び明細書並びにそれらに関連するその他の書類は、審査官が以下の事項に関する報告書を作成できるよう、可能な限り速やかに審査官に送付しなければならない。
- (a) 願書及び明細書並びにそれらに関連するその他の書類が、本法及び本法に基づいて制定 された規則に従っているか否か
- (b) 出願に基づいて、本法に基づく特許の付与に対して法的な拒絶理由があるか否か
- (c) 第23条に基づいて実施された調査の結果
- (d) その他規定する事項
- (2) 特許出願に関して長官が受領した審査官の報告書が、出願人にとって不利なものであり、かつ、願書及び明細書並びにそれらに関連するその他の書類が、当該規定に従って出願を処理する際の手続の遵守を確保するのに必要なものである場合、長官は、可能な限り速やかに異議を要約して、その概要を出願人に通知し、出願人が希望する場合、所定の期間内に聴聞の機会を与えなければならない。

第23条 特許審査時の調査(特許調査)

- (1) 第 22 条に基づいて特許出願が送付された者は、完全明細書のクレームにおいてクレームされた発明に関して、以下の事項を確認するための調査を実施しなければならない。
- (a) 第2条に記載する,発明,新規性,進歩性,産業上の利用可能性の基準を満たしているか否か
- (b) 第6条(1)の要件を満たすこと
- (c) 特許が, 進歩性を証明する証拠及び比較データによって十分に裏付けられているか否か
- (2) (1)に基づく調査の実施に加え、当該発明が、出願人の完全明細書の提出日前に、バングラデシュ国内その他の場所における書類に開示されているか否かを確認するための調査を実施する。
- (3) 本法に基づいて特許が付与される前に完全明細書又はクレームが補正された場合、補正後の明細書又は補正後のクレームは、元の明細書又はクレームと同様に審査しなければならない。
- (4) 第 22 条及び本条に基づいて実施される審査及び調査は、如何なる意味においても、特許を有効とみなすものではなく、政府又は政府職員は、当該審査若しくは調査若しくは報告又はそれらから生ずる手続に関して又はそれらに関連して、責任を負わない。

第24条 特許の付与, 拒絶及び訂正

- (1) 特許出願の審査後,第19条の規定に従うことを条件として,発明が特許付与についての要件を満たすと長官が判断した場合は,長官は,その発明について特許を付与する命令を発し,また,当該要件を満たしていない場合には,出願を拒絶しなければならないが,何れの場合にも,長官は,可能な限り速やかに,決定について書面により出願人に通知しなければならない。
- (2) 長官は、特許を付与する際、以下の措置を講じなければならない。
- (a) ウェブサイト上での又は通常の方法での通知による特許付与の公告
- (b) 規則に規定する期間に手数料を納付することを条件として, 特許証を出願人に発行すること
- (c) 登録簿への特許出願の登録

第5章 特許権,所有権及び取消し

第25条 特許所有者の権利

本法のその他の規定に従うことを条件として,本法に基づいて付与された特許の所有者は, 以下の権利を有する。

(a) 特許の対象が物である場合は、第三者が、特許所有者の許可なく、当該物を製造、使用、販売の申出、販売又は当該目的としてバングラデシュ国内に輸入をするのを防止する排他権(b) 特許の対象が方法である場合は、第三者が、特許権者の許可なく、当該方法を利用及び使用、販売の申出、販売又は当該目的として当該方法の輸入をするのを防止する排他権

第26条 特許の日付

- (1) 本法のその他の規定に従うことを条件として、すべての特許の日付は、特許出願の日又は場合により優先日とする。
- (2) すべての特許の日付は、登録簿に登録しなければならない。

第27条 特許の様式,範囲及び効果

- (1) すべての特許は、所定の様式によるものとし、バングラデシュ全土において効力を有する。
- (2) 1の発明に対して付与される特許は、1件のみである。

第28条 特許の存続期間,年金及び特許回復

- (1) 本条のその他の規定に従うことを条件として、特許は、消滅した又は効力を失った場合を除き、特許出願の日又は場合により優先日から20年間有効である。
- (2) 特許の存続期間は、前年に年金を納付することにより次年も更新される。
- (3) 年金の納付が遅延した場合, 更新期間延長申請の提出及び遅延手数料の納付を条件として, 年金の納付期間は最長3月まで延長される。
- (4) 特許の内容又は本法の規定に拘らず,更新手数料の納付期間が経過し,所定の期間内又はその延長された期間内に当該手数料が納付されない場合は,特許は失効する。
- (5) その時点において有効な他の如何なる法律の規定に拘らず,更新手数料の納付期間の満了及び所定の期間又は延長期間の当該手数料の未納を理由として,特許の有効性が消滅した場合は,当該特許権者の特許の保護は失効する。
- (6) 合理的な理由により、所定の期間内に更新手数料を納付することができないと長官が認めた場合は、更新手数料の納付について規定する期間の満了後2年以内であればいつでも、所定の更新手数料及び特許回復手数料を納付することで、特許回復を申請することができる。

第29条 特別な要件を条件として付与される特許

医薬品の特許の場合において、医薬品を、政府が自ら使用するため又は政府により運営される薬局、病院又は医療機関に頒布するためにのみ政府が輸入することを条件として、本法に基づく特許を付与するものとし、政府は、官報での公示により、政府に代わって薬局、病院又は医療機関が公共サービスを提供する旨を決定することができる。

第30条 生物資源を不法に使用する場合の特許の移転

- (1) 生物資源に関する特許が出願され又は受理された場合,当該特許について利害関係を有する者は、当該特許の共有持分を主張することができる。
- (2) 特許所有権の持分の移転は、関係機関又は団体の名称を記載して長官に申請しなければならない。
- (3) 本条の目的を履行するために、特許所有権の持分は 20 パーセント未満であってはならない。

第31条 所有権の変更又は譲渡、ライセンス契約等

- (1) 出願に記載された特許の所有権の変更は、反対の申請がない限り、書面により、特許の 利害関係人の申請に基づき、長官の事務所において登録し、また、当該変更は、長官がウェ ブサイト上又は通常の方法での通知により公表しなければならない。当該変更は、登録前に は第三者に対して効力を有さない。
- (2) 特許に関するライセンス契約又は申請は、長官に提出しなければならない。
- (3) 長官は、(1)及び(2)に基づいて受領した申請を登録しなければならないが、その内容を秘密に保持し、それに関する如何なる注釈も公表してはならない。ライセンス契約は、当該登録の前には第三者に対して効力を有さない。
- (4) 以下の場合、制限を課す一定の要件は無効となる。
- (a) 特許製品若しくは特許方法によって製造される物の販売若しくは貸渡又はそれらに関する契約
- (b) 特許製品を製造し又は使用するライセンス
- (c) 特許によって保護される方法を使用するライセンス契約に、以下のような事項を含めることは適法ではない。
- (i) 購入者,借主又は実施権者に対して,売主,貸主若しくはライセンサー又は指名された者から,特許製品又は特許方法によって生産される物品以外の物品を,受け取らないよう若しくは受け取るよう指示すること又は如何なる方法でも,如何なる数量でも,如何なる者からも受け取るよう指示すること
- (ii) 購入者,借主又は実施権者に対して,売主,貸主若しくはライセンサー又は指名された者から,特許製品又は特許方法によって生産される物品以外の物品を受け取ることを禁ずること又は如何なる方法でも,如何なる数量でも,如何なる者からも受け取ることを禁ずること
- (iii) 購入者,借主又は実施権者に対して,売主,貸主若しくはライセンサー又は指名された者から,特許製品又は特許方法によって生産される物品以外の物品を使用しないよう指示すること又は如何なる方法でも,如何なる数量でも,如何なる者からも受け取ることを禁ずること
- (iv) 購入者, 借主又は実施権者に対して, 特許方法以外の方法を使用することを禁ずること 又は特許製品以外の物品の使用方法若しくは使用範囲を制限すること
- (5) 特許権侵害訴訟においては、特許に関する契約が侵害時に有効であって、(4)に基づいて無効とされた条件が含まれていたことを証明することが抗弁となる。ただし、原告が契約の当事者ではなく、明示的であるか黙示的であるかに拘らず、制限条件を原告の認識又は同意なしに入れたことを裁判所が認めるよう証明できる場合は、(4)の規定は適用されない。

- (6) 長官が、(4)に規定する条件が権利契約又はそれに言及されている公式文書に存在すると認めた場合は、長官は、特許の所有権変更又はライセンス契約の登録を拒否することができる。当事者の何れか又は両当事者が聴聞を申請した場合には、長官は、契約の関係当事者を聴聞しなければならず、その場合、契約の当事者による契約に関する証拠の提出を条件として、長官は、所定の期間内に所定の方法により当該事件を処理しなければならない。
- (7) 当事者の一方又は双方は、長官による契約の登録を拒否する決定が送達された日から2月以内に、当該決定に対して不服を申し立てることができる。
- (8) 所有者又は実施権者に課された制限であって、ライセンス許諾された権利の登録から生じたものでないもの又は権利の保護に必要でないものは、権利の濫用又は不正競争であるとみなす。
- (9) 別段の定めがある場合を除き、以下の要件又は条項の適用は、適用の状況、理由又は理論的根拠が精査を必要としない限り、違法とみなす。
- (a) 実施権者によるライセンス許諾された発明の開発又は改良をライセンサーが実施する権限を与えること、ただし、そのような権限付与がライセンス契約に基づいて同一条件でなされる場合を除く。
- (b) ライセンサーのその他の知的資産, すなわち, 特許, 意匠, 商標等若しくは営業秘密によって取得されたものに対し追加報酬により実施権者若しくは譲受人に同じものを取得する義務を課すこと
- (c) ライセンス許諾された権利又は譲渡された権利の有効性について,実施権者又は譲受人が異議を申し立てることを妨げること
- (d) ライセンス許諾された発明若しくは移転された発明の保護期間満了後の実施又は特許によって取得されたものではない対象の実施について、実施権者に義務を課すこと
- (e) 実施権者又は所有者が、ライセンサー若しくは所有者又はライセンサー若しくは所有者が指定する他の者から、発明の実施に必要な物質、原材料その他の商品又は役務であって、ライセンス許諾発明のクレームに裏付けされていないものを取得すること、義務を課すこと(f) 知的所有権の保護対象であるか否かに拘らず、その他の技術の開発又は使用を制限するか禁止する条件を課すこと
- (10) 本条の他の如何なる規定に拘らず、貸渡及びライセンス契約には以下の規定を入れなければならない。
- (a) 特許実施の範囲, 地理的領域及び期間
- (b) 商品及び役務の品質の妥当性を確保するのに必要な条件
- (c) 所有権又は特許の内容の信用を害するすべての行為を慎むことについての実施権者の義務
- (11) 特許の所有権の譲渡又はライセンス許諾に関する契約の条件が契約の締結後に解除された場合,当該契約は直ちに終了し、かつ、当事者は、当該契約に基づいて相互に付与された金銭又は設備の全部又は一部を没収され、回収することができるが、当該金銭又は設備が付与された当事者が当該契約により善意でその利益を受け、かつ、当該契約の解除を理由として当該設備が解除されていない場合を除く。
- (12) ライセンスの許諾及び係属中の特許出願の移転に関する契約については、必要な修正及び拡張を加えたうえで、(9)の規定の適用もある。

第32条 特許の取消し

- (1) 利害関係人は、特許の取消しを裁判所に申請することができる。
- (2) 特許の取消しを申請する者が、第8条(3)及び(4)に基づいて必要な要件のうちの何れかを満たしていないこと又は特許所有者が発明者若しくはその権利承継人でないことを証明できる場合、管轄裁判所は当該特許を無効とする。
- (3) 発明の一部が無効となる状況が生じた場合に限り、対応するクレームが無効となる。
- (4) 無効とされた特許又はクレーム若しくはクレームの一部は、特許付与の日から無効となる。
- (5) 特許権に関して係争がある場合、利害関係人は、特許を取り消す代わりに、特許権を自己に移転することを管轄裁判所に申請することができる。
- (6) 裁判所の最終決定は長官に通知し、当該決定の通知後、長官はそれを記録し、規則に従ってその覚書を公表しなければならない。
- (7) 特許所有者が長官に申請したことを考慮して、特許は、特許に関する現行の規則に従って取り消される。
- (8) 特許所有者が長官に申請したことを考慮して、特許に関する現行の規則に従って特許は放棄され、特許の権利は取り消される。

第6章 特許の権利の取消し

第33条 特許の権利の取消し

- (1) 本法の施行の前後に拘らず、本法の規定に従うことを条件として、地方裁判所は、ある者若しくは政府の申立により又は特許侵害訴訟における反訴により、以下の理由に基づいて特許の権利を取り消さなければならない。
- (a) 完全明細書においてクレームされた発明が、バングラデシュ国内における別の特許の完全明細書の有効なクレームにおいて、より早い優先日に既にクレームされている場合
- (b) 本法に基づいて出願する権利を有さない者の出願により発明が許可された場合
- (c) 発明が申立人の権利を侵害して不当に認められた場合
- (d) 完全明細書においてクレームされた発明の主題が,第2条(6)の意味における発明ではない場合
- (e) 完全明細書においてクレームされた発明が、クレームの優先日前に、他の場所において 公然知られていた場合若しくは公衆の間で実施されていた場合若しくはバングラデシュ国内 その他の国において公開されていた場合又は第 23 条に規定する書類に公開されていた場合 及び第 2 条(10)の意味において新規でない場合
- (f) 完全明細書においてクレームされた発明が、クレームの優先日前に、バングラデシュ国内その他の国において公然知られていた場合若しくは公衆の間で実施されていた場合又はバングラデシュ国内その他の国において公開されており、当該考慮若しくは第 2 条(7)の意味において進歩性を有さないことが明らかな場合
- (g) 完全明細書においてクレームされた発明が,第2条(2)の規定を満たしていない又は適用できない場合
- (h) 第8条(5), (6), (8), (9), (10)及び(11)に規定する方法に従い,かつ,その方法によって,完全明細書が実施される場合において,すなわち,発明を実施するための完全明細書において,記載された方法又は指示が,関連技術又は類似技術における通常の知識を有する者が発明を実施可能な程度に十分でないとき又は最良の方法であって,発明者が保護を受ける権利を有し,かつ,発明を実施するために発明者が知っている最良の方法を開示していないとき
- (i) 完全明細書のクレームの特徴が、十分に若しくは明確に説明されていない場合又は完全明細書のクレームが、明細書に開示された主題に適切に基づいていない場合
- (j) 誤った、誤解を招く又は不完全な提案又は陳述によって、特許を取得した場合
- (k) 完全明細書の主題が, 第6条の規定に基づいて特許を受けることができない場合
- (1) 発明に使用される生体物質の出所又は原産地が、完全明細書に開示されていない又は誤って開示されている場合
- (m) 完全明細書においてクレームされた発明が,バングラデシュ国内その他の国の地域社会, 慣習社会又は部族において利用可能な口頭その他の方法により取得された知識を前提として いる場合
- (2) 本条に基づく特許の権利の取消しの申請は、当該特許の所有者又は持分を有すると長官が判断した者すべてに通知しなければならず、他の如何なる者に対しても通知することを要さない。

第34条 公共の利益による特許の権利の取消し

特許又はその実施が公衆衛生又は公共の利益を害することが政府に明らかになった場合,政府は,特許権者に聴聞の機会を与えた後,官報での公示により,特許の権利の取消宣言を発令することができ,当該宣言により,当該特許の権利は取り消されたものとみなす。

第7章 特許の行使、強制ライセンス及び政府による実施

第35条 特許発明の行使に適用される一般原則

本法の規定を損なうことなく、本章が付与する権限を行使する際には、以下の事項を一般に 考慮しなければならない。

- (a) 技術革新を奨励し、発明が、バングラデシュ国内において商業的に実施可能であり、かつ、不当な遅延なく通常実施可能であることを保証するために、特許を付与すること
- (b) 特許権者が特許製品の輸入について独占を享受可能にすることのみを目的として,特許を付与してはならないこと
- (c) 特許権の保護及び行使によって,新しい技術の進歩,技術の移転及び普及,技術の生産者と消費者の相互利益並びに社会経済福祉に資する方法であって,権利と義務との均衡を保つ方法を促進されること
- (d) 付与された特許が、公衆衛生及び栄養の保護を損なわず、公共の利益の増進、特にバングラデシュ国内の社会経済及び技術の発展に不可欠な分野における進歩の調節手段として機能すること
- (e) 付与された特許が、如何なる意味においても、公衆衛生の保護を妨げるものではないこと
- (f) 特許所有者又は特許の権利を有する者若しくは利害関係を有する者が特許を悪用せず, かつ,特許が,貿易を不当に阻害する行為又は技術の国際交流に悪影響を及ぼす行為に該当 しないこと
- (g) 特許発明の成果を入手しやすい価格により公衆に提供するために、特許を付与すること

第36条 強制ライセンス許諾

- (1) 以下の場合,何人も,いつでも,強制ライセンスを申請することができる。
- (a) 公共の利益,特に国家安全保障,栄養,健康又は国民経済の発展に必要である場合
- (b) 裁判所又は行政当局が、特許権者又は実施権者による発明の実施が不正競争であると判断した場合

説明:本項の適用上,不正競争の意味における優越的地位の濫用には,公正かつ公平な条件によるライセンス許諾の拒否を含む。

(c) 特許所有者が排他権を濫用する場合

説明:本項の適用上、排他権の濫用の内容には、以下の事項を含む。

- (i) 特許発明が、公衆の合理的な必要性を満たさないこと
- (ii) 特許発明が, 入手しやすい価格により容易に公衆の利用に供するものではないこと
- (d) 特許発明が、輸入しなければバングラデシュ国内の現地では実施不可能であり、かつ、特許権者が、その全部又は一部を経済的又は技術的に製造できることを証明できない場合
- (e) 第2の特許出願が,第1の特許にクレームされた発明と関連する経済的に重要で高度な技術知識を有する発明をクレームしており,第1の特許を侵害することなしに第2の特許を実施できない場合
- (f) 特許所有者が、合理的な理由なく、請求の日から4月を超えない期間内にライセンス許諾を拒否する場合
- (g) 固定用量配合の医薬品の製造及び販売を含む、必要不可欠な役務(必要な物理的インフ

ラその他の設備の提供)の利用に問題がある場合

- (2) 長官は、(1)に基づく申請を受理した場合、必要な要件に従うことを条件として、強制ライセンスを許諾することができ、申請の日から6月以内に、強制ライセンスの申請を検討して処理しなければならない。
- (3) 申請人は,(1)の規定に基づいて申請をする場合,特許権者から合理的な商業的条件の強制ライセンスを取得するよう努めなければならず,当該努力が合理的な期間内にできなかったときは,如何なる決定についても,(1)(b)の規定の適用はない。
- (4) (1) (d) に基づく特許付与された物の不備又は特許付与された方法による物の製造の不備に起因する場合,特許出願の出願日から4年又は特許付与日から3年の期間は強制ライセンスを適用してはならず,また,いずれか遅い方の期間が満了しても,特許所有者が当該不実施又は不適切な行為について合理的な理由を示すことができる場合は,強制ライセンスの付与は,拒絶される。(5),(4)に規定する強制ライセンスは,排他的であってはならず,また,サブライセンスも,移転もすることはできないが,当該ライセンスが行使される事業と共に移転することができる。
- (6) 強制ライセンスに基づく発明の実施については、主に、バングラデシュ国内市場での供給に適用する。ただし、当該強制ライセンスが、不正競争を是正することを目的として、(1) (b) に基づいて許諾されたものである場合又は第 39 条に基づいて製造のない若しくは生産能力が不十分な外国地域への輸出をライセンスの目的とする場合は、この限りでない。
- (7) 半導体技術の場合には、発明の強制ライセンスは政府による非商業的実施のみのために付与されるものとし又は特許所有者若しくはライセンシーによる特許発明の実施方法が不正競争であると裁判所又は機関によって判断され、かつ、自発的でないライセンスの付与が慣例に従って適切な救済策となる可能性があると政府が認める場合には、当該ライセンスは当該実施のために付与される。
- (8) (1) (e) に基づいて強制ライセンスが許諾された場合,
- (a) 第1の特許の所有者は、第2の特許によってクレームされた発明を実施するための合理的な条件によるライセンスを受ける権利を有し、また、
- (b) 第1の特許をライセンス許諾する権利は、第2の特許の権利を許諾することなしに譲渡することはできない。

第37条 強制ライセンスの許諾の手続

- (1) 長官は,第36条に基づいて申請を受理した場合,特許出願人又は特許権者に対して,当該申請の写しを添付した通知書を発行しなければならない。
- (2) 特許出願人又は特許所有者は、所定の期間内に当該申請に不服申立を提出することができる。
- (3) 当該不服が通知された場合、長官は、強制ライセンスの申請人に通知し、事件が決定する前に第36条(2)に定める期間内に、申請人及び不服申立人に聴聞の機会を与えなければならない。
- (4) 長官は、第36条(2)に基づき強制ライセンスを許諾する場合、特許権者に支払うべき適切な報酬であって総売上高の4%を超えない報酬額及び他の必要な条件を規定しなければならない。
- (5) 第 36 条(1)(b)に基づく決定をする場合、報酬額を決定する際には、実施権者による不

正競争としての特許の実施を是正する申請を、考慮しなければならない。

(6) 特許所有者の申請により、長官が、強制ライセンスの効力を維持するのに必要な条件が終了し、かつ、反復することが不可能である又は強制実施権者がライセンスの規定に従わなかったと判断した場合、長官は、強制実施権者による法律上の利益を適切に保護するための条件を規定し、これに従うことを条件として、強制ライセンスを取り消すことができるが、強制ライセンスを取り消す決定を下す前に、実施権者に聴聞の機会を与えなければならない。

第38条 公示による強制ライセンス

第36条(2)の如何なる内容に拘らず、政府が、国家緊急事態その他の極度の緊急事態が存在すると判断した場合又は政府による非商業的実施の後、強制ライセンスを許諾することが必要である場合、政府は、官報での公示により、その旨の宣言を発令することができ、以下の規定を発効させる。

- (a) 長官は、公示後いつでも、利害関係人の申請により、長官が適切であると考える条件により、申請人に有利なライセンスを許諾しなければならない。
- (b) 長官は、本条に基づいてライセンスを許諾する場合、当該ライセンスに基づいて生産された物品が、入手しやすい価格により公衆の利用に供することを確保するよう努めなければならない。
- (c) 本条の適用上, 第 36 条(3) に定める条件の規定並びに第 37 条(1), (2) 及び(3) の手続については, 本条に基づくライセンスの許諾への適用はない。
- (d) 本条に基づいて提出された申請は、60 日以内に処理し、そのような状況においては、可能な限り速やかに、実施権者に長官の決定を通知しなければならない。

説明:本条の適用上、「事態」とは、公衆衛生上の危機、エイズ、HIV、結核、マラリアその他の感染症及びがん、糖尿病、心血管障害等の非感染性疾患又は関連疾患を含む、国際保健規則に基づく国際的な公衆衛生上の緊急事態をいい、医薬品のライセンス許諾では、これらを考慮しなければならない。

第39条 特許医薬品の輸出に関する強制ライセンス

医薬品輸出の強制ライセンスは、以下の場合に許諾する。

- (a) 医薬品の生産が不十分な国又は生産能力がない国において、特許医薬品の製造、販売又は輸出に関する強制ライセンスを許諾する場合。ただし、当該国は、強制ライセンスを許諾しなければならず又は場合によっては公示により、バングラデシュ国内からの特許医薬品の輸入を許可しなければならない。
- (b) 長官が, 所定の方法により, 申請を受理した後に限り, 当該医薬品の製造及び輸出に関する強制ライセンスを許諾する場合
- (c) (a) 及び(b) の規定に基づいて強制ライセンス下で製造した医薬品を,本法のその他の適用規定に従って輸出する場合

説明:本条の適用上,「医薬品」には,公衆衛生上の課題を解決するのに必要な,特許医薬品又は特許方法により生産された医薬品並びに当該医薬品を製造するための原料及び診断キットを含む。

(d) 第40条(4)の規定の適用がある。

第40条 政府が発明を実施する権限

(1) 本法の如何なる規定に拘らず、庁に特許出願がされた後又は特許が付与された後、政府又は政府から権限を付与された者は、政府の要請があればいつでも、本条の規定に従って発明を実施することができる。

説明:「政府の要請」には、公共の利益、公衆衛生、栄養、環境、特許製品に対する既存の需要、特許製品の特別な価格、政府が官報において公示するあらゆる形態の医療での医薬品の供給を含む。

- (2) (1)の規定に拘らず,何人も,(1)に基づく政府の要請により政府に申請することができ, そのような申請の場合には,申請の日から60日以内に,申請人及び特許権者に聴聞の機会を 与えた後,理由を付した決定を通知しなければならない。
- (3) 政府は、特許付与の前後に拘らず、出願人又は特許権者から直接的であるか間接的であるかに拘らず権限を付与された者に対し、本条に基づき、発明の製造、使用、実施又は販売をする権限を付与することができる。当該特許の対象となる機械、設備その他の物又は医薬品の輸入のために、当該権限を付与する。
- (4) 政府は、特許権者に対して、当該実施に関する公正な売上高の4%を超えない範囲内でロイヤルティを支払わなければならない。

第41条 強制ライセンスに関する追加規定

- (1) 第36条,第37条,第38条,第39条又は第40条のうちの何れかに基づいて強制ライセンスが許諾された場合,特許又は特許出願の保護対象物の生産,使用,販売の申出,販売について,出願人又は特許権者に対して,輸入又は輸出を目的として,関連情報,設備,必要な関係書類,試験結果その他のデータを実施権者に提供するよう命ずることができる。
- (2) 特許出願人又は特許権者が(1)に基づく求めに応じない場合,当該関連情報,設備,必要な関係書類,試験結果その他のデータを保有する監督機関その他の公的機関に対して,それらの提供を命ずることができる。

第8章 実用新案特許

第42条 実用新案特許の定義及びその保護対象外の事項

- (1) 「実用新案特許」とは、産業上の利用に適した物又は付属品の構造又は形状に関して政府が付与する特許権であって、技術の進歩により特徴付けられるものであり、かつ、先行技術に含まれず、本法に基づいて登録されるものをいう。
- (2) 以下のものは、実用新案としての保護から除外する。
- (a) 装置の製造方法又は工法
- (b) 理論又は発見
- (c) スタンドアロンコンピュータープログラム
- (d) バイオテクノロジー若しくは微生物学又は医薬品若しくは農薬組成物に基づいてクレームされている内容が、本法に基づいて禁止されている場合
- (e) 公衆衛生を害する場合又は公序良俗に反する場合
- (f) 組成物若しくは化合物又は液体物, 明確な形状を有さない不均一な粒状製品
- (g) 天然起源の生体物質の全部又は一部の用途(既知の物への新規用途を含む)
- (h) 本法に基づいて禁止されている方法又は物の発明
- (i) 動植物, その全体又は一部(形質転換の有無に拘らず), 種子又は自然界で得られるあらゆる物質, 生物若しくは生物資源(精製されたもの, 単離されたもの又は改変されたものであるかに拘らず)
- (j) 追加又は複数の要素による組合せ若しくは物質であって、それにより、当該要素の特性 を組み合わせた特性を生ずるもの
- (k) それぞれが既知の方法により独立して作動する、複数の既知の装置の改造又は再生若し くは複製

第43条 実用新案特許のその他の条件

- (1) 何人も又は発明者は、実用新案特許を出願することができる。
- (2) 正当に記入された願書に手数料を添えて、明細書を含め所定の様式により提出しなければならない。
- (3) 実用新案特許出願は、クレームの様式によるものとし、当該クレームは、明確、簡潔かつ十分な説明によって裏付けられていなければならない。
- (4) 一般要件及び技術要件を満たす出願は、庁のウェブサイト上に又は通常の方法により公告しなければならない。
- (5) 実用新案特許について優先権が主張された場合、その優先日は効力を有する。
- (6) 新規性,産業上の利用可能性,登録できない実用新案特許であるか否か並びに本法及び本法に基づく規則に記載するすべての事項及び要件の遵守に関する審査を完了しなければならない。出願は、出願人の申請又は審査報告書に基づき、規則に規定する方法により補正する。出願は、審査報告書に従って登録又は拒絶される。
- (7) 第三者から実用新案特許の登録について異議があった場合,当該第三者は,異議を裏付けるのに十分な情報及び証拠を提出しなければならない。受領した情報及び証拠に照らして作成された報告書に基づき,該当する事件については聴聞をした後,長官は,裁量により適切な決定をしなければならない。

- (8) 実用新案特許の存続期間は、更新を条件として8年とし、出願日又は場合により優先日から効力を生ずる。
- (9) 実用新案特許に関するその他の事項は、規則により規定する。

第9章 特許権の行使

第44条 特許権の行使

- (1) ある者が,本法の規定に従うことを条件として,特許所有者と契約を締結することなく, 第 25 条に基づく権利を侵害した場合,特許所有者は,当該権利を侵害した者に対して訴訟を提起することができる。
- (2) 以下の場合
- (a) 専用実施権者,強制実施権者又は通常実施権者の何れであるかに拘らず,特許所有者が ライセンス許諾契約の特定履行を怠った場合,当該実施権者は,特許所有者に対して,契約 の特定履行を求めて裁判所に訴訟を提起することができる。
- (b) 専用実施権者,強制実施権者又は通常実施権者の何れであるかに拘らず,実施権者がライセンスの条件に違反した場合,特許所有者は,当該実施権者に対して,契約の特定履行を求めて裁判所に訴訟を提起することができる。
- (c) (a) 及び(b) に記載する要件に違反した場合,裁判所は,実施権者又は特許権者の権利を保護するために差止を認めることができる。
- (d) 当事者がライセンスの条件に違反し、当該条件違反によって相手方当事者が損害を被ったと裁判所が判断した場合、裁判所は、当該条件違反によって損害を被った当事者への賠償金の支払を命ずることができる。
- (3) 民事訴訟法又は事件の主題に関連するその他の法律に従って、裁判所は、第25条の規定違反の命令を下すことができる。ただし、被告から特許の取消しの反訴が提起された場合、裁判所は、侵害訴訟と反訴の両方を併合して審理しなければならない。

第45条 管轄

第44条に基づく訴訟は、地方裁判所だけでなく、管轄裁判所にも提起することができる。

第46条 立証責任

- (1) 特許所有者の権利侵害の対象が物を得る方法である場合、裁判所は、侵害者に対して、後に発明された同一の物の生産に使用される方法が、特許方法とは異なることを証明するよう命ずることができる。
- (2) 特許所有者の同意を得ずに同一の物が生産された場合、特許の方法によって得られた物が新規のものでない限り、反証がなされるまでは、特許の方法によって得られたものとみなす。
- (3) 当事者が(1)に基づいてその者に下された命令に従ったか否かを検討する際、裁判所は、当事者に製造秘密又は営業秘密の開示命令が不合理と判断した場合、命令してはならない。

第47条 差止命令

- (1) 契約又は特定履行の違反に関する訴訟が第44条の規定の違反によるものである場合,裁判所は、職権による暫定的差止命令又は仮差止命令を発してはならない。
- (2) 裁判所は、特許権の侵害又は契約の特定履行に関する訴訟を審理する前に、相手方当事者に聴聞の機会を与えなければならない。
- (3) 裁判所は、以下に基づいて、暫定的差止命令又は仮差止命令を発することができる。

- (a) 一応の証拠, 利益の均衡, 回復不能な損害が, 出願人又は特許所有者に有利である場合
- (b) 医薬品又は医薬品の製造方法に関する訴訟の場合には、当該医薬品の利用可能性に対する暫定的差止命令又は仮差止命令の影響を考慮しなければならない。
- (c) 相手方当事者の権利を保護するための担保又は同等の保証の不履行又は不提供 ただし、裁判所は、相手方当事者に聴聞の機会を与えることなく、暫定的差止命令を発して はならない。
- (4) 何れかの当事者による仮差止の申立は、30 日以内に処理しなければならない。
- (5) それにより損害を受ける者は、仮差止命令の通知を受けてから 14 日以内に、その再審理を申請することができる。
- (6) 裁判所が、仮差止命令を発した後に、相手方当事者が特許のいずれの項目にも侵害しておらず、かつ、侵害する虞がないとの結論に達した場合、裁判所は、相手方当事者の申請に基づき、仮差止命令によって生じた損失に対する適切な賠償を裁定することができる。当該命令は、差止申請当事者に下される場合がある。
- (7) 裁判所は、以下の場合は、第44条に記載する要件の違反に対する仮差止命令又は特定 救済を付与してはならないが、賠償命令に影響を及ぼすものではない。
- (a) 特許付与後,原告又はその権限を有する者が,
- (i) バングラデシュ国内において当該物品の生産に必要な準備をしない場合,
- (ii) 特許発明を商業的に実施しない場合, 又は
- (iii) 標準的な方法では市場の需要を満たすことができない方法により、特許発明を実施する場合
- (b) 公共の利益を著しく害する虞がある場合
- (c) 原告又は原告の同意を得た者が、特許製品又は特許方法により生産された物を、消費者の平均購買力を超える価格により販売する場合
- (d) 特許製品又は特許方法により生産された物が、消費者の特定の需要を満たしていない場合
- (e) 市場における特許製品の競合製品の有無により高額で販売されている場合
- (f) 原告が、本法の規定に違反して特許を取得した場合
- (8) 特許権が公的機関により又は公的サービスの提供を理由として侵害された場合,裁判所は,特許権の侵害者の管理下にある証拠を得るのに必要な場合を除き,差止命令を下してはならないが、損害賠償額の査定に影響を及ぼすものではない。

第48条 差止命令を発する裁判所の権限の制限

第29条,第36条,第37条,第38条,第39条,第40条及び第41条に基づく行為に対しては、仮差止命令、暫定的差止命令又は終局的差止命令を発してはならない。

第49条 裁判所による救済

- (1) 要件違反の場合,裁判所は,救済として終局的差止命令及び賠償又は受益勘定を付与することができる。
- (2)(1)の規定に従うことを条件として、特許権の侵害の場合には、裁判所は、裁量により賠償額を決定する。
- (3) 特許権の侵害に対する賠償の裁定に際し、裁判所は、以下の事項を考慮することができ

る。

- (a) 登録が、官報での公示により、ウェブサイト上に又は通常の方法による通知により公表された年月日
- (b) 登録出願人が、出願に係る特許権の侵害者に対して通知した年月日
- (c) 特許権の侵害者が出願の内容を認識した日時
- (d) 特許製品が適正価格により入手できるか否か
- (e) 特許製品がバングラデシュ国内で製造されているか否か
- (f) 特許所有者に回復不能な損害が生じたか否か
- (g) 地場産業又は地場産品への悪影響があるか否か
- (4) 特許権侵害訴訟の被告が、裁判所が決定した条件に基づくライセンスを受け入れる意思 及び準備がある場合、被告に対して終局的差止命令を発することはできず、裁判所は、ライ センスに関する適切な報酬その他の必要条件を決定しなければならない。
- (5) 別段の証明がない限り、裁判所は、特許権の侵害者の法的権利及び営業秘密を保護するための他の措置を講じなければならない。

第50条 侵害の場合の抗弁

- (1) 特許権の侵害の場合, 抗弁には, 第 33 条に基づく特許の権利の取消理由を用いなければならない。
- (2) 機械,装置の製造,使用若しくは輸入による,方法の使用による又は医療機器若しくは 医薬品の輸入,使用若しくは頒布による特許権侵害訴訟における抗弁は,当該製造,使用, 輸入又は頒布が,第29条,第36条,第37条,第38条,第39条,第40条,第41条及び第 43条に定める要件の1以上に従うことを条件とする。

第51条 科学顧問

- (1) 裁判所は、特許権侵害訴訟又は本法に基づく訴訟手続において、裁判所を補佐し、法律の解釈に関する問題以外の問題若しくは意見に関して調査し又は報告するために、当該目的による申請がされたか否かに拘らず、いつでも、独立した顧問を選任することができる。
- (2) 裁判所は、科学顧問の報酬を定め、それには、報告書の作成費用及び科学顧問が裁判所の指示する日に出頭するための適切な日当を含める。

第52条 行政命令等に対する不服申立

本法に基づき、長官が下した決定、特に、強制ライセンスの許諾及び強制ライセンスに対する報酬の支払に関する決定に対しては、当該決定の日から2月以内に、最高裁判所の高等裁判所部に上訴しなければならない。

第10章 訴訟,手続及び刑罰

第53条 民事訴訟法の適用

本法のその他の規定に従うことを条件として、民事訴訟法の規定が、本法に基づく訴訟の提起及び法的手続に適用される。

第 54 条 賠償

- (1) 何人も、本法に基づいて下される命令に従わない場合、裁判所は、事件の事実及び状況に基づき、損害賠償を課し又は裁判所が適切と考える命令を与えることができる。
- (2) 何人も、本法に基づいて保管される登録簿に虚偽の記載をし若しくは虚偽の記載をさせた場合又は当該登録簿の写しとする意図で登録外の記載を行った場合、本法の違反となり、その者に対して、50,000 BDT(タカ)を超えない罰金を科する。
- (3) 何人も,自身が販売した物又は自身が使用した方法が,バングラデシュ国内において特許されている又はバングラデシュ国内において出願がされている旨の虚偽の表示をする場合,本法の違反となり,その者に対して,50,000 BDT を超えない罰金を科する。
- (4) 何人も,自身の営業所において又は自身が送付した書類その他の方法により,「特許意匠商標庁」という表現若しくは語又は自身の事業及び営業所が特許を登録する権限を有すると信じさせる虞のある他の語を使用した場合,本法の違反となり,それにより,その者に対して,50,000 BDT の罰金を科する。
- (5) 企業が当該規定に違反した場合,当該違反について,当該企業のすべての責任者及び当該企業の業務に従事している者は,本法の規定に違反したものとみなし,相応に,それらの者に対し法的手続を講じなければならない。

第55条 特別裁判所,上訴等

- (1) 本法の目的を履行するために、政府は、官報での通知により、特許に関連する特別裁判所を構成でき、かつ、そのような裁判所が構成されるまで、1911 年特許意匠法に基づいて特許権の侵害に対して提起された訴訟又は法的手続を処理する管轄権を有する裁判所が、管轄裁判所とみなされる。
- (2) (1) に基づいて構成された特別裁判所又は管轄裁判所によって下された命令、判決又は決定に対して、上訴は、当該命令、判決又は決定の送達日後2月以内に提起しなければならない。

第11章 長官の権限

第56条 長官は、民事裁判所の権限に類似した権限を有する

本目的により制定された規則に従うことを条件として,長官は,民事裁判所と同様に,以下 の事項を処理する権限を有する。

- (a) 何人に対しても召喚状を発行し、出頭を強制し、宣誓のうえで審理すること
- (b) 書類の開示及び作成を命ずること
- (c) 宣誓供述書によって証拠を取得すること
- (d) 証人又は書類を審理するための権限委任を発令すること
- (e) 費用支払の命令を下すこと
- (f) 所定の期間内に所定の方法により申請された場合に、自らの決定を再検討すること
- (g) 所定の期間内に所定の方法により申請された場合に,一方的に命令を取り消すこと
- (h) その他規定する事項

第57条 誤記の訂正及び期間の延長

- (1) 長官は,第11条及び第12条に記載する特許出願若しくは完全明細書又はそれらに関連するその他の書類の補正/訂正に関する事項に影響を及ぼすことなく,出願人の申請により,規則に規定するとおりに,法律に従い,手数料の納付により,特許登録簿において,特許出願人が提出した出願の誤記若しくは錯誤又は翻訳若しくは誤訳を補正/訂正することができる。
- (2) 長官は、本法及び本法に基づいて制定された規則の規定に従うことを条件として、申請に基づいて、職務又は法的手続の遂行の期間を延長することができる。
- (3) 長官は、関係当事者に通知し条件を与え、所定の期間を超過した場合には、当事者の申請により、規則に規定する手数料の納付を条件として、追加の期間を付与することができる。

第58条 認証手続及び監督機関の権限

このために制定された規則の規定に従うことを条件として、本法に基づいて長官に対してされる手続においては、証拠は、別段の指示がない限り、宣誓供述書により提出しなければならないが、何れの場合も、長官が適切と考えるときは、宣誓供述書による証拠の提出に代えて、口頭による証拠も採用することができ、また、宣誓供述書の内容について当事者が相互に尋問を受けることができる。

第59条 権限の行使

長官は、本法又は本法に基づいて制定された規則の規定に従って、自身に与えられた権限を 行使することができる。ただし、本法に別段の定めがない限り、当該権限に基づいて当事者 に対して不利な決定を下す前に、当該当事者に聴聞の機会を与えなければならない。

第12章 例外規定

第60条 特許製品の並行輸入

- (1) バングラデシュ国内の場合は、国際消尽論の適用がある。
- (2) 何人も,何れかの国の市場に導入された特許製品の並行輸入は,バングラデシュ国内においては特許法の違反とはみなさない。

第61条 特許の特別規定

特許製品の開発又は製造,使用,販売,輸入若しくは輸出に関する行為であって,バングラデシュ国内その他の国において実施可能な物の製造,使用,販売,輸入又は輸出を規制する 法律に基づいて規定される情報の提出に関連するものについては,第25条は適用しない。

第62条 研究特例による権利の制限

以下の場合は、特許に基づく権利については、適用されない。

- (a) 個人的な目的又は非商業的目的としてする行為
- (b) 教育, 試験又は研究を目的としてする行為
- (c) 薬局においてする,個人診療における調剤行為又は医師による治療若しくはそのように 調剤された薬剤その他の治療に関連する行為
- (d) 出願前又は優先日が主張されている場合,特許が付与される出願の出願日において,バングラデシュ国内において当該出願によりクレームされている物又は方法を既に製造していた又は使用していた者が善意でする行為,当該物品の生産若しくは使用のために行われた又は強制的に準備されていた行為,
- (e) バングラデシュ国内における外国の船舶, 航空機又は陸上車両への特許発明の一時的使用

第13章 雑則

第63条 登録簿及びオンライン公表

- (1) 特許登録簿は、庁に保管しなければならない。
- (2) 如何なる者も,本法及び本法に基づいて作成された規則の規定に従うことを条件として,登録簿を閲覧でき,かつ,庁からの登録簿の引用を取得する権利を有し,また,当該登録簿は便宜の時間に公衆に公開される。
- (3) 本法の適用上、庁は、ウェブサイト上で又は慣例的な通知により、すべての刊行物を公開する。
- (4) 申請人には、規則に規定する手数料を納付することを条件として、登録のうち関連する部分の謄本又は抄本に庁が押印したものを交付される。
- (5) 登録簿は、本法に基づいて認められる又は要求される事項の一応の証拠であるものとし、また、証明書は、長官によって署名され、かつ、証明書が適切に作成されたか否かに拘らず又は長官が権限を付与されているその他のことを行ったか否かに拘らず、本法又は本法に基づいて作成された規則によって長官に権限を付与された如何なる記載事項も一応の証拠となる旨が認証される。

第64条 特許代理人

- (1) 出願人の通常の居所又は営業所がバングラデシュ国外にある場合,バングラデシュ国内に居住する適切なバングラデシュ国民が、当該出願人を代理する。
- (2) 特許代理人の登録資格その他の条件は、規則に規定する。

第65条 情報の開示

特許の行使に関するすべての情報は、無償で公衆の閲覧に供さなければならず、当該情報に は以下のものを含む。

- (a) 出願人による完全明細書,クレーム,図面その他の書類を含む完全な特許出願
- (b) 仮明細書に基づく完全明細書の提出に関する情報又は出願が放棄されたとみなす場合に 関する情報
- (c) 第15条に基づく提出されたすべての情報
- (d) 第17条に基づく提出された出願の公開に関する詳細
- (e) 第 10 条に基づく取下げ又は再出願の詳細
- (f) 第21条に基づく審査請求の詳細
- (g) 第22条に基づく発行された審査の詳細報告書及び手続に関するその他の情報
- (h) 第23条に基づく審査を目的とする調査の詳細
- (i) 第24条に基づく特許出願の許可又は拒絶に関する情報
- (j) 更新手数料の納付があった場合は、その詳細
- (k) 特許が消滅した場合又は消滅しようとする場合は、その詳細
- (1) 登録簿に何らかが登録された場合又は当該登録が申請された場合は、その詳細
- (i) 第43条に基づく提供された情報の対象
- (ii) 第31条(4), (5)及び(6)に基づく提出された詳細
- (m) 特許庁と出願人との間の口頭及び書面による通信を含む, すべての通信の宛先

第66条 特許所有者に情報を求める長官の権限

- (1) 長官は、特許が有効である間はいつでも、特許権者又は実施権者(排他的であるか否かに 拘らず)に対して書面による通知により、当該通知から 2 月以内又は長官が認める延長期間 内に、当該通知において明示された特許製品のバングラデシュ国内における商業的運用状況 及びその関連情報を長官に提出するよう命ずることができる。
- (2) (1) の規定を損なうことなく、すべての特許権者及び実施権者(排他的であるか否かに拘らず)は、所定の方法及び様式により、所定の間隔で、バングラデシュ国内における特許製品の商業的運用に関する情報又は定期的な報告書を長官に提出しなければならない。ただし、所定の間隔は、1 年を下回らない。

第67条 無登録特許代理人

長官は、特許代理人登録簿と称する登録簿を庁において維持しなければならない。

第68条 命令の発令又は戦略の策定

政府は、本法の完全性を損なうことなく、その目的を遂行するために、必要な命令を発し、 又は議定書を作成することができる。

第69条 問題の解消

本法の規定を遂行するうえで何らかの問題が生じた場合、政府は、官報での公示により、当該問題を解消するのに必要な措置を講じることができる。

第70条 規則を制定する権限

政府は、本法の目的を遂行するために、官報での公示により規則を制定することができる。

第71条 廃止及び保管

- (1) 2022 年バングラデシュ特許法(2022 年法律第 5 号)(以降旧法律と呼称する)の規定はこれにより廃止される。
- (2) 当該廃止に拘らず、旧法律に基づいて係属する出願は、本法に基づいて処理する。
- (3) (2) の規定は、必要な修正及び追加を加えて施行し、本法の施行前に裁判所が下した決定は、維持される。
- (4) 本法が何らかの方法により新しい権利を追加し又は設定する場合,既存の登録は、留保条件の拡張を含め、当該追加又は設定による利益を受けることを認めるが、本法が権利を縮小し又は廃止する場合には、既存の登録へは影響を及ぼさず、また、既存の登録は、本法が施行されていないものとして、効力を有する。ただし、(3)に規定する決定については、本項の適用はない。
- (5) 長官が遂行した職務は、本法に基づいて遂行したものとして、維持する。
- (6) 第70条に基づいて規則が制定されるまでの間、旧法律に基づいて保管される1933年特許意匠規則は、本法と矛盾しない規定に従うことを条件として、効力を有する。

第72条 英語による翻訳文

本法の公布後,政府は、官報での公示により、本法の真正な英語文を公表することができる。 ただし、ベンガル語文と英語文との間に不一致が存在する場合は、ベンガル語により制定された法律が優先する。